

店舗のポイントカードに関する規程

(総則)

第1条 この規程は、組合員の店舗におけるポイントカードの利用について定めたものです。

(ポイントカードの利用)

第2条 ポイントカードは、生活協同組合コープぐんま（以下「生協」といいます。）の組合員とその家族の方のみ使用できます。ただし、ポイントカードは他人に貸与、譲渡することはできません。

2. ポイントカードは、生協の全店舗で使用できます。

(ポイントの付与)

第3条 毎回のご利用代金（消費税抜き）精算ごとに200円で1ポイント付与します。なお、200円未満は、切捨てとなります。

2. 精算前にレジにてポイントカードを提示していただきます。

3. 指定した曜日、期日および企画などを対象として、特別にポイントを付与する場合があります。

4. ポイントカードを忘れた場合は、バーコード付きレシートを発行します。後日同レシートを持参いただいた際にポイントを付与します。この場合のポイント付与受付期間は、レシート発行日翌日から7日間とします。

(ポイントの利用)

第4条 累積したポイントは、1ポイント1円に換算し、1円から商品代金の一部または全部として、本人カードもしくは家族カードで共有してご利用いただけます。ただし、換金することは出来ません。

2. 累積したポイントを100ポイント（＝100円相当）単位での増資にご利用いただけます。

3. 累積したポイントを生協で受付けている募金に1ポイント1円に換算し、1円からご利用いただけます。

4. 累積したポイントを利用する際は、組合員がお支払い手続きの前にレジ係にお申し出いただくものとします。

(ポイント対象外の商品・サービス)

第5条 ポイント対象外の商品・サービスは以下のとおりです。

- (1) 店頭販売利用代金
- (2) テナント業者利用代金
- (3) たばこ代金
- (4) 自動販売機利用代金
- (5) コピー利用代金
- (6) 共済掛金・保険料
- (7) 切手・はがき・印紙代金
- (8) ゴミ収集券・指定ごみ袋代金
- (9) 宅配便送料
- (10) 商品券・ギフト券
- (11) 出資金
- (12) 募金
- (13) その他生協がポイント対象外と指定する商品・サービス

(商品返品時の処理)

第6条 ポイントを付与して利用いただいた商品を返品する場合には、レシートとともにポイントカードを提示していただき、その返金金額に応じて減算します。

(ポイントカードの紛失・盗難)

第7条 ポイントカードを紛失、盗難された場合には、生協に届出を行うものとします。届出がなされた時点で、生協において、当該ポイントカードの利用停止処理を行います。また再発行の申請をもって再発行をします。再発行カードはほぺたんカードとします。

2 前項の届出までに累積していたポイントは、引き続き有効なものとして取り扱います。ただし、生協の店舗に届け出るまでに第三者に累積していたポイントを使用された場合、使用されたポイント相当分の損害は補償されません。また、累積していたポイントの残数が把握できない場合には、ポイントが失効することがあります。

3 紛失・盗難の届出がされたポイントカードは利用できなくなります。

(ポイントカードの汚損、破損)

第8条 ポイントカードの汚損、破損、バーコード印字や磁気の不良などにより使用不能となった場合は、汚損等したポイントカード(旧ポイントカード)と引き換えに無料で再発行します。再発行カードはほぺたんカードとします。それまでに旧ポイントカードに累積していたポイントは引き続き有効なものとして扱います。なお、累積していたポイントの残数が把握できない場合には、ポイントが失効することがあります。

(ポイント相互移動)

第9条 生協の店舗付与ポイントと宅配付与ポイントは、所定の手続きを経て、相互移動して移動先で利用できます。

2. ポイント相互移動は宅配・店舗どちらからも全ポイントの移動となります。

(ポイントカードの有効期限)

第10条 付与ポイント有効期限は、年度末を基準とし最短で2年です。

2 毎年3月21日から翌年3月20日の間に付与したポイントは、2年後の3月20日までが有効期間となります。有効期限を迎えるポイントはレシート等でお知らせし、期限がすぎたポイントは出資金増資とします。

3. やむを得ない事情によりポイント制度を終了した場合、お知らせの後、一定期間においてポイントは無効となります。

(ポイントカードの返却・使用停止)

第11条 生協を脱退した場合、ポイントは、組合員が生協を脱退される際に、出資金へ振り替えた後、出資金として組合員ご本人名義(もしくは生協登録)口座へお返しします。脱退手続きの際に、ポイントカードは返却していただきます。

2 本規程の第2条1項に違反した場合やポイントの加算・利用にあたり不正な行為があったと合理的に判断したときは、ポイントを無効としてポイントの利用をお断りできるものとし、カードの使用を停止しカードを返却していただきます。

3 組合員資格を喪失した場合には、ポイントカードは使用できなくなります。カードは返却していただきます。

(個人情報の取り扱い)

第12条 組合員はポイントカード申し込み時に申告する個人情報を、生協が定める「個人情報保護の基本的な考え方」に基づき必要な保護措置を取ったうえで収集・利用することに同意す

るものとします。

(ポイントカードを使用できない場合)

第13条 以下の場合においては、ポイントカードを利用できない場合があります。

- (1) システムの保守・メンテナンス時
- (2) システムの障害時
- (3) 停電時
- (4) その他止むを得ない事由

(責任制限)

第14条 第13条に定める事由により、ポイントカードが使用できないことによって生じた、組合員の不利益または損害（逸失利益を含む）に対して、原則として生協は責任を負わないものとします。

2. 前項にかかわらず、前条第2項以下の事由により組合員に生じた不利益または損害が生じた場合、その事由が生協の故意または重過失によるときは相当な範囲で因果関係がある損害を、それ以外の軽過失によるときは逸失利益および間接的な拡大損害を除く直接発生する損害を、賠償する責任を負います。

(規程の変更案内)

第15条 本規程を変更する場合、生協はホームページで、変更する旨、変更内容および変更の効力発生日について、効力発生日までの間に告知するものとします。また、重要な変更事項については取り扱い店舗でも告知するものとします。

2. 本規程変更告知後、1ヶ月を経過したときは、変更内容を承諾したものとします。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、専務理事が決定し、理事会に報告します。

(附則)

1. この規程は、2006年7月29日制定、同日より施行します。

2. 制定以降の改定については、以下に記載します。

- 2010年11月6日一部改定、同日施行
- 2013年3月21日一部改定、同日施行
- 2014年3月21日一部改定、同日施行
- 2018年10月8日一部改定、
- 2018年10月29日一部改定、同日施行
- 2020年1月21日一部改訂、3月21日施行
- 2023年5月21日一部改定、6月1日施行